



令和元年 5 月 8 日

報道関係各位

福生市と市内特別養護老人ホーム 3 施設が災害時における福祉車両の提供について協定を締結しました

福生市は、大規模災害時における応急医療体制の整備の一環として、ストレッチャーの搬送が可能な車両を保有する市内特別養護老人ホーム 3 施設と福祉車両の提供に関する協定を平成 31 年 4 月 1 日付けで締結しました。

このことにより、災害時に不足することが予想される救急車の代替手段を確保し、傷病者の迅速な搬送体制の確保を図ります。

■特別養護老人ホーム 3 施設と協定を締結

現在の状況では、市内に大規模な災害が発生した際に、多数の重傷者を医療救護所や市内外の災害拠点病院に搬送する手段として、消防署などが保有する救急車両のみでは不足が生じ、迅速な応急医療体制が構築できないことが予測されます。

このことは、西多摩二次保健医療圏（青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町）で組織される、災害医療連携会議においても喫緊の課題となっており、各自治体における搬送手段の確保が求められています。

そこで福生市では、市内の社会福祉施設のうち、ストレッチャーが搬送できる車両を保有している 3 つの特別養護老人ホームに福祉車両の提供による協力をいただき、市の応急医療体制の充実を図ります。

■協定について

【締結日】平成 31 年 4 月 1 日付け ※協定締結式等はありません。

【締結先】社会福祉法人もくせい会 ヨコタホーム（福生市福生 2300-4）

社会福祉法人福陽会 第 2 サンシャインビル（福生市福生 3244-10）

社会福祉法人福寿会 ことぶき苑（福生市北田園 1-56-1）

【問合せ】総務部安全安心まちづくり課防災係 ☎042-551-1638